沖縄県個人情報保護審査会答申第102号 概要

①件 名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対 する審査請求
②開示請求年月日	令和3年6月28日(受理:令和3年6月28日)
③実 施 機 関	沖縄県知事(子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課)
④決 定 年 月 日	令和3年8月11日(子青第532号)
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定
⑥決 定 理 由	条例第15条第3号:開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているため。 条例第15条第7号:部会員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。 条例第15条第8号:当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
⑦審査請求年月日	令和3年8月17日
⑧審査請求の趣旨	全部の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	(1) 会議の内容が伝わらないため、全て開示してほしい。(2) 黒塗りだけで、もっと真剣に事態を受け止めてほしい。(3) 何も見られなくて真面目に仕事をしてほしい。
⑩諮 問 年 月 日	令和3年11月12日(沖縄県諮問子第7号)
⑪答 申 年 月 日	令和4年10月21日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が行った、令和3年8月11日 付け子青第532号による保有個人情報部分開示決定については、別表のと おり、実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきであ る。
	○審査会の判断理由(概要) (1) 本件請求等について 実施機関は開示請求に対し県の審議会の議事録を特定し、部分開示 決定を行ったところ、審査請求人は特定文書の全部開示を求めている。 これに対して実施機関は、原処分における不開示部分のうち一部(別 表の「不開示とした部分」の欄に掲げる部分のうち「新たに開示」の欄 で該当するとしたもの)を新たに開示することとするが、その余につい ては、条例第15条第3号、同条第7号及び同条第8号に該当し、不開示 とすることが妥当であるとしていることから、以下、特定文書の対象保 有個人情報を見分した結果を踏まえ、実施機関がなお不開示とすべきと している部分の不開示情報該当性について検討する。
	(2) 条例第15条第3号の不開示情報該当性について 実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当するとして不開示と した特定の個人に係る氏名及び職名を見分したところ、本件以外のいじ め事案に関する職員の情報が記載されていることを確認した。 実施機関の主張のとおり、これを開示することにより個人の権利利益 を害するおそれがあると認められることから、実施機関が条例第15条第

3号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第15条第7号の不開示情報該当性について

実施機関は、県の審議が複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換及び活発な議論が必要不可欠であると説明する。さらに、仮に議論の内容が分かる議事録などを全て開示すると、県の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の発言の多寡、発言内容により、審議の過程の一部分のみを捉えて、委員に対する一方的な非難等がなされたり、審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれがあることから、委員はそのような非難がなされることをおそれ、自由かつ率直な意見を差し控えることが考えられるとする。

また、調査審議は個別の案件が発生するごとに反復して行われるため、 審議された対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らか になることは、今後、同種事案の意思決定に不当な影響を与えるおそれ があることから、同号の不開示情報に該当するものである旨説明する。

実施機関が条例第15条第7号の不開示情報に該当するとした部分を見分したところ、これを開示することによって生ずるおそれについては実施機関の主張のとおりと概ね認められることから、実施機関が条例第15条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは概ね妥当である。

(4) 条例第15条第8号の不開示情報該当性について

実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当するとした部分を見分したところ、本件いじめ事案に係る認識等や学校法人等の対応に係る情報等が記録された機微にわたる内容を含むものであることが確認され、当該部分の内容から、委員は当該情報を公にされないことを前提に審議会で発言を行ったものと考えられることから、実施機関の主張のとおりと概ね認められる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当すると して本件情報を不開示としたことは概ね妥当である。

(5) 開示すべき部分について

条例第15条第7号及び同条第8号の不開示情報該当性についての実施機関の判断は概ね妥当であるが、別表の「開示すべきとする部分」の欄に掲げる部分については、実施機関が不開示の理由とする条例第15条第7号又は同条第8号に当たるものとは認められないため開示すべきである。

○付言

なお、「沖縄県個人情報保護条例の解釈運用基準」によれば、条例第13条の解釈において、満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求があった場合、未成年者本人が当該開示請求に基づき保有個人情報を開示することについて同意するか否かを書面により確認することが明記されている。また、当該本人への意思確認の手順については、沖縄県個人情報保護事務取扱要綱第3-6-(3) ウにおいて規定している。

本件での実施機関による開示決定に際しては、未成年者本人に意思確認書をとっていなかった不備が認められるところ、条例第13条第2項によれば、未成年者の法定代理人は本人に代わって開示請求することができること、さらには条例第15条第9号において、「法定代理人が開示請求を行った場合について、本人の権利利益を害するおそれのあるもの」が不開示情報として規定されるものの、本件において本人同意を確認できなかったことが直ちに「本人の権利利益を害するおそれがある」とまではいえないものと解される。

今後、実施機関においては、満15歳以上の未成年者の法定代理人による 開示請求に際し、条例の解釈運用基準及び事務取扱要綱に則った適正な手 続を踏まえた開示決定を行うよう強く要望する。